

(仮称)岡崎市子ども・子育て支援事業計画構成案

第1章	計画策定にあたって
(1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画期間 (4) 計画策定の方法	
第2章	岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状
(1) 統計によるまちの現状 人口、世帯の推移 児童数の推移及び今後の動向 出生数や出生率の推移 (2) 市民意識調査結果 就学前・小学生児童の結果 保育所・幼稚園職員の結果 事業所の結果 (3) 岡崎市児童育成支援行動計画 (4) 課題と方向性	
第3章	基本理念・基本目標
(1) 基本理念～めざす子どもの姿～ (2) 基本目標 (3) 基本的な視点	
第4章	子ども・子育て環境の整備(子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項)
(1) 教育・保育の提供区域の設定 (2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要の見込み ・幼児期の学校教育の需要 ・保育の需要 ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要 ・延長保育、病児・病後児保育の需要 ・放課後児童クラブの需要 ・妊婦健診の需要 等 (3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制 (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 (5) 都道府県計画に盛り込まれる内容のうち、中核市が処理することとされている事項	
第5章	子ども・子育て支援の展開(岡崎市における子育て支援に関する総合的指針)
岡崎市児童育成支援行動計画の「基本目標>基本的な視点>基本施策」を再編して設定	
第6章	推進体制
(1) 計画の点検・評価 (2) 推進体制 (3) 広域的な連携	

岡崎市

子ども・子育て支援事業計画(案)

おかざきっ子 育ちプラン

岡崎市

目次

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の背景と趣旨	4
2 計画の位置づけ	8
3 計画の期間.....	10
4 計画策定の方法	11
第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	12
1 統計によるまちの現状	12
(1) 人口、世帯の推移	12
(2) 出生数.....	13
(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向	14
(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況.....	16
第3章 基本理念・基本目標	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 基本的な視点.....	19
(1) 子どもの幸せを願う視点.....	19
(2) 質の向上の視点	19
(3) サービス利用者の視点	19
(4) 親づくりの視点	19
(5) 仕事と生活の調和の実現の視点.....	19
(6) すべての子どもと家庭への支援の視点.....	20
(7) 社会全体による支援の視点.....	20
(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点.....	20
(9) 地域特性の視点	20

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は、平成2年の合計特殊出生率が1.57を記録(1.57ショック)したことを契機に、少子化対策を社会全体の課題として認識することとなり、「仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくり」について検討を始めました。以降、

「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子育て家庭を社会全体で支援」

「家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進」

「妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援」

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」

など、これまで各種の課題に応じて様々な少子化の進行を防ぐ対策を行ってきました。

しかし、都市部における待機児童問題をはじめ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てへの不安、孤立感を感じる家庭や仕事と子育てを両立できる環境の整備が不十分であること等の状況を前に、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

こうした変化を受け、国では平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育て支援新制度において、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとし、都道府県、市区町村では、これらを計画的に推進する「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

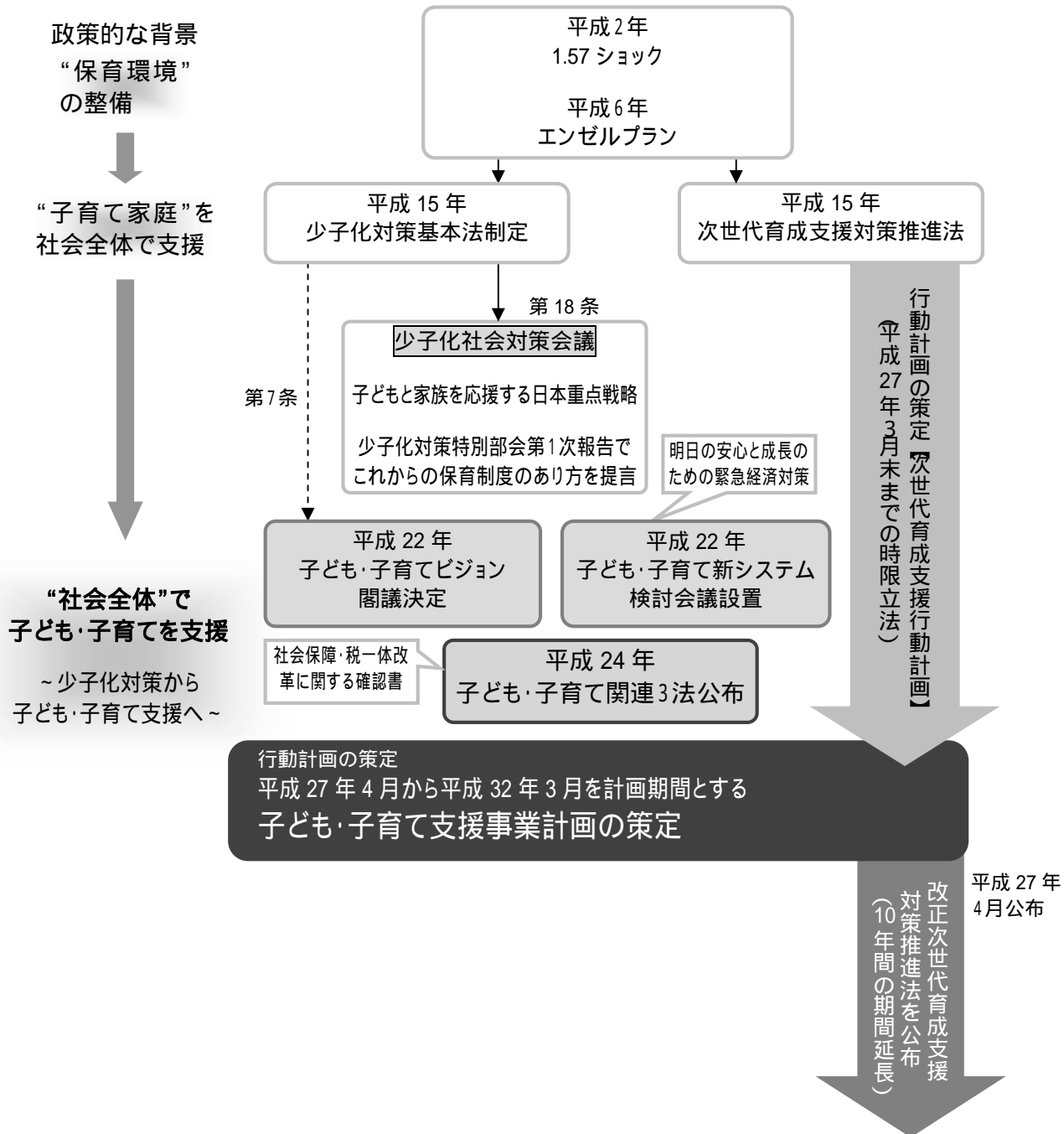
本市では、子育て支援施策の方向性やその目標を総合的に定めた「岡崎市児童育成支援行動計画」(愛称「おかざきっ子 育ちプラン」)を平成17年3月に策定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。一方で高齢者人口の増加、世帯規模の縮小や低年齢時の保育ニーズの増大といった、取り巻く環境の変化や、20代から30代の人口階層の減少による出生数の低下も予想されます。

これらを踏まえ、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざす「岡崎市児童育成支援行動計画」による取り組みを継続するとともに、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した環境整備を図ることを目的に本計画を策定するものです。

これまでの次世代育成支援にかかわる国の主な動き

年 月	内 容
平成 15 年 9 月	<p>少子化社会対策基本法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項が定められる
平成 17 年 4 月	<p>次世代育成支援対策推進法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間にわたり重点的に推進
平成 18 年 6 月	<p>新しい少子化対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
平成 18 年 10 月	<p>「認定こども園」の制度創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設
平成 19 年度	<p>「放課後子どもプラン」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
平成 19 年 12 月	<p>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
	<p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲章：「仕事と生活の調和に向け、国民的な取組の大きな方向性を提示したもの」 ・行動指針：「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示したもの」
平成 20 年 2 月	<p>「新待機児童ゼロ作戦」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会をめざして保育施策を質・量ともに充実・強化する
平成 22 年 1 月	<p>「子ども・子育てビジョン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会をめざす
平成 22 年 1 月	<p>子ども・子育て新システム検討会議設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討をはじめ
平成 22 年 4 月	<p>子ども・若者育成支援推進法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援の推進

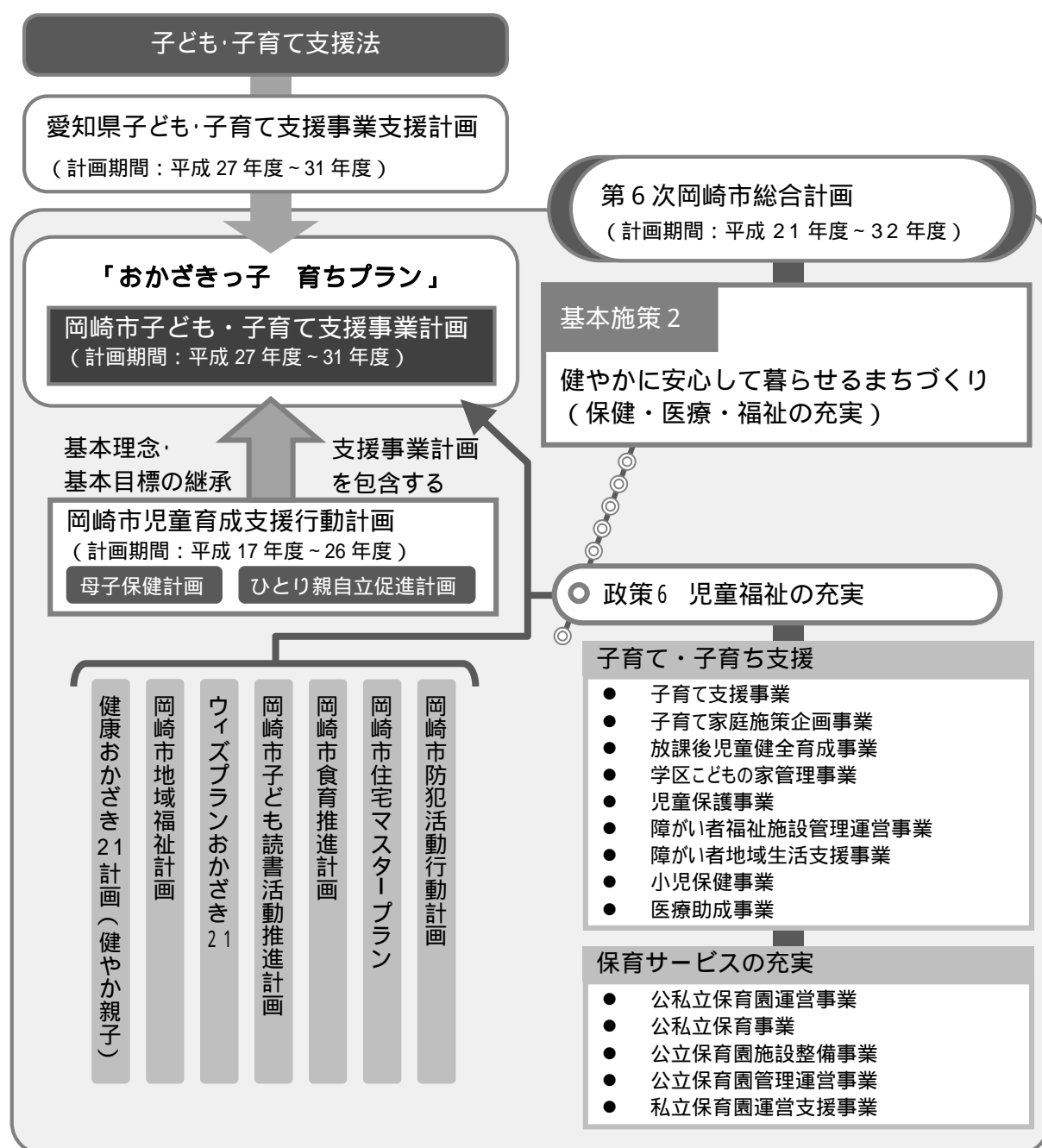
年 月	内 容
平成 22 年 6 月	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親も子育てができる働き方を実現などについて改正
平成 24 年 3 月	<p>子ども・子育て新システムの基本制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新システムの基本的な方向性を取りまとめる
平成 24 年 8 月	<p>子ども・子育て関連 3 法公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 25 年 3 月	<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと就業との両立が困難である一人親家庭や、就業に必要な知識及び技能の習得が十分でない等の母子家庭の特別な事情を鑑み、就業支援に関する特別の措置並びに福祉の推進
平成 26 年 1 月	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
平成 26 年 4 月	<p>次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の有効期限を平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間の延長
	<p>母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の一部改正の公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策も含めたひとり親家庭への支援施策を強化



2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画の根拠法でもある子ども・子育て支援法に基づく基本指針における理念は、次世代育成支援法に基づく「岡崎市児童育成支援行動計画」の理念や視点と基本的に合致しており、児童育成支援行動計画の後継計画としています。

また、本計画の上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



「第6次岡崎市総合計画」について

長年かけて培われてきた本市の魅力は、自らの暮らす地域に誇りを持つ「人」、市内を流れる矢作川や乙川を代表とする「水」、豊かに広がる森林や緑地等「緑」により成立しています。次代の岡崎を考えると、こうした恵まれた条件を活かし、知・文化・活力などあらゆる面で均衡が取れ、将来に向けて誇りと安心をもって住み続けられるまちをめざすための将来都市像を

「人・水・緑が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」

としています。

岡崎市総合計画は、平成32年度（2020年）までの将来都市像を実現するため7つの基本政策から構成されます。本計画は、基本政策「2 健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）」を実現するための個別計画です。ただし、本市における子育て支援の総合的な指針として計画は、総合計画において取り組むべき重点的政策の方向と密接に関連するものであり、各基本政策下の各種計画・事業との連携により推進されるものです。

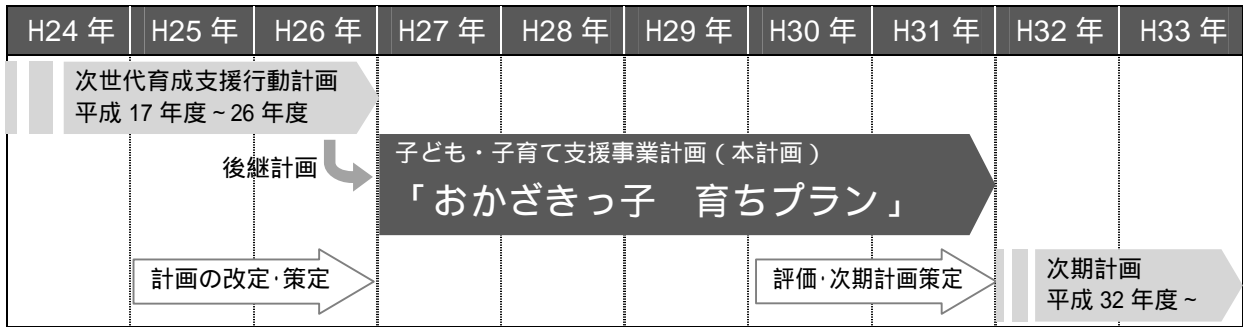
〔参考〕 岡崎市総合計画 将来都市像の実現に向けた課題

平成32年度（2020年）までに取り組むべき重点的政策の方向
1．次代を支える人材の育成 次代の担い手となる子どもを安心して生み育てることができる環境
2．多様な主体による市民自治の実現 子育て支援、高齢者援護、身近な防災防犯といった地域課題の解消
3．自立した地域が共生する都市づくり 岡崎市へ長く住みたくなるような市民の誇りや愛着などを重視した地域づくり
4．協働で支える安全・安心な社会の実現 社会全体としての危機管理能力を高め、安心して暮らすことができるコミュニティ環境の形成
5．健康・医療に配慮が行き届いた社会の実現 人口減少社会の到来が見込まれる中、継続的な活力を持続するための医療・母子保健対策
6．水・緑を活かした環境共生都市の実現 本市の多様で豊かな自然資源を次代に継承するための環境共生都市の実現
7．人と環境に配慮した快適な交通体系の構築 高齢者・妊婦・乳幼児を持つ子育て家庭、子どもなど安全に安心して移動できる社会
8．地域に根差した産業の育成 育児、介護、移動支援など地域社会が抱える課題に対応するコミュニティビジネスの創出
9．歴史・文化資源を活かした地域活力の創出 次世代へ継承されるべき歴史・文化資源の保護や学術・スポーツへの支援による地域活性化
10．都市の持続性を見据えた行財政運営 持続的な成長を続けていくため、市民の暮らしや将来の発展のために必要な投資

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、計画最終年度である平成 31 年度には達成状況の確認と 5 か年の総合的な評価を行います。

(年度)



4 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下のとおりの方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案について、意見交換などを行い審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童保護者、小学生児童保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービスや子育て支援サービスの利用状況、利用意向について把握することを目的に意識調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園職員及びワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対し、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を行いました。

(3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援に関わる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、岡崎市児童育成支援行動計画（平成17年4月～平成27年3月）における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果などをホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

本計画における下記の名称は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

児童 18歳未満の者

乳児 1歳未満の者

幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

妊産婦 妊娠中または出産後1年以内の女性

第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計によるまちの現状

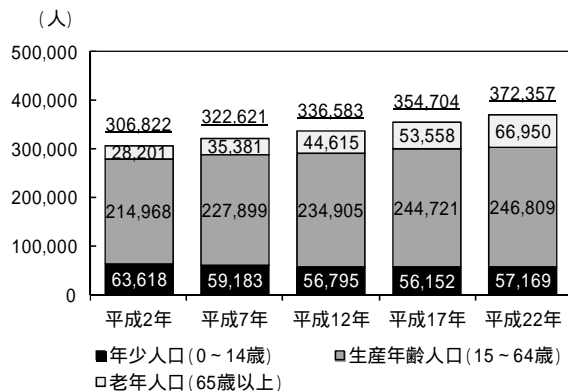
(1) 人口、世帯の推移

近年、全国的に人口減少にある中、岡崎市では人口が増加し続けています。なかでも生産年齢人口（15～64歳）と老年人口（65歳以上）が増加しています。生産年齢人口は、市内や近隣自治体の製造業関連の企業もあり、経済的な状況の影響を受けながらも増加しています。年少人口（0～14歳）は減少傾向にありましたが、平成22年では増加に転じています。

世帯数は年々増加しており、平成22年には138,255世帯となっています。一方で、世帯あたりの人員数が減少しており、全国同様に世帯規模が縮小しています。

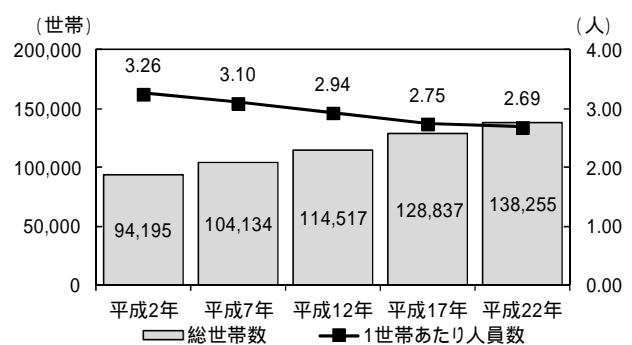
平成22年の人口ピラミッドでは、男女とも35～39歳の人口が最も厚くなっています。18歳以下や出生に関わる15～49歳の女性人口は減少傾向にあります。

岡崎市の年齢3区分別人口の推移



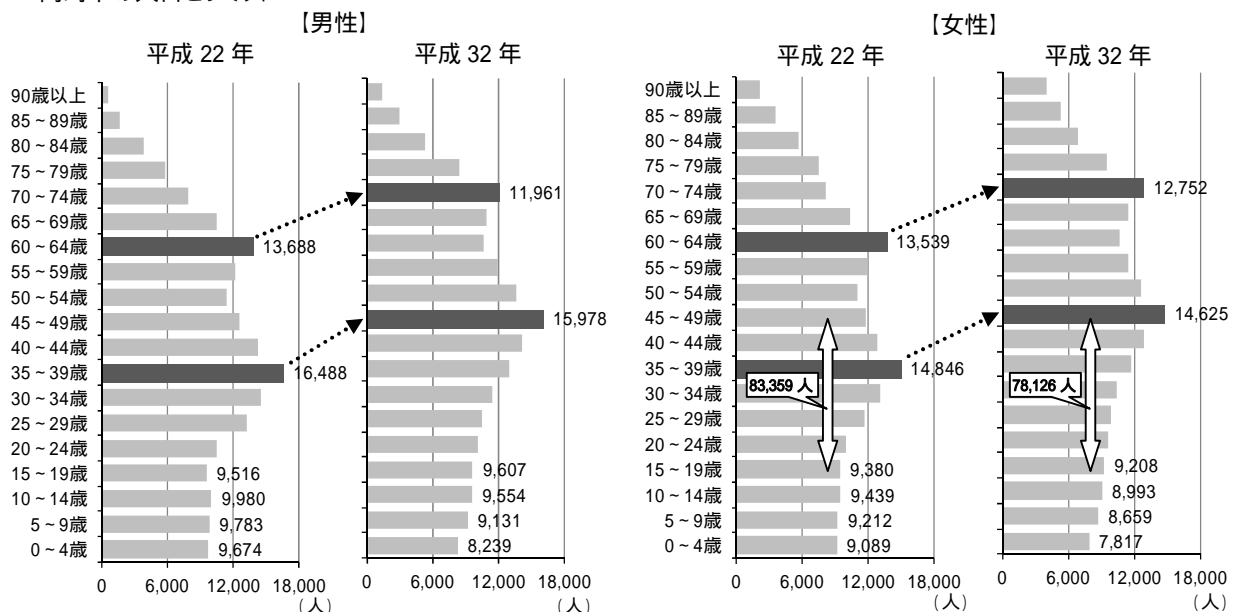
資料：国勢調査

岡崎市の世帯数と世帯人員の推移



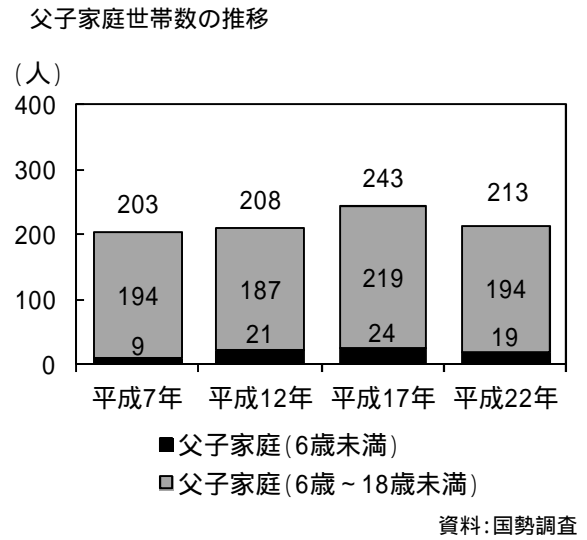
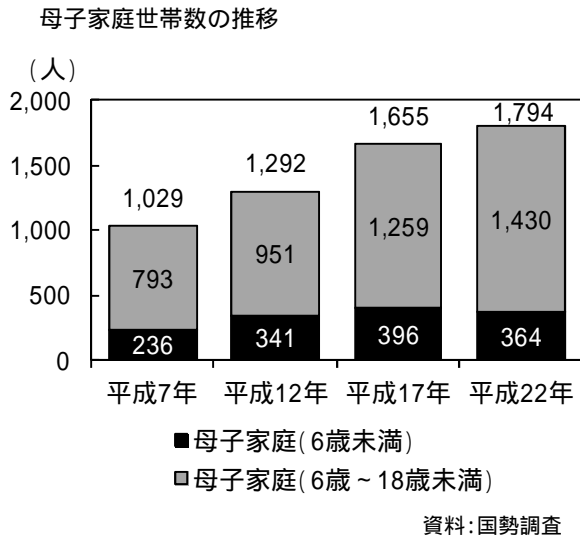
資料：国勢調査

岡崎市の人口ピラミッド



資料：平成22年は国勢調査
平成32年は国立社会保障・人口問題研究所

母子家庭世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年には18歳未満で1,794世帯となっています。また、父子家庭世帯数は平成22年に213世帯と、概ね横ばいでの推移となっています。



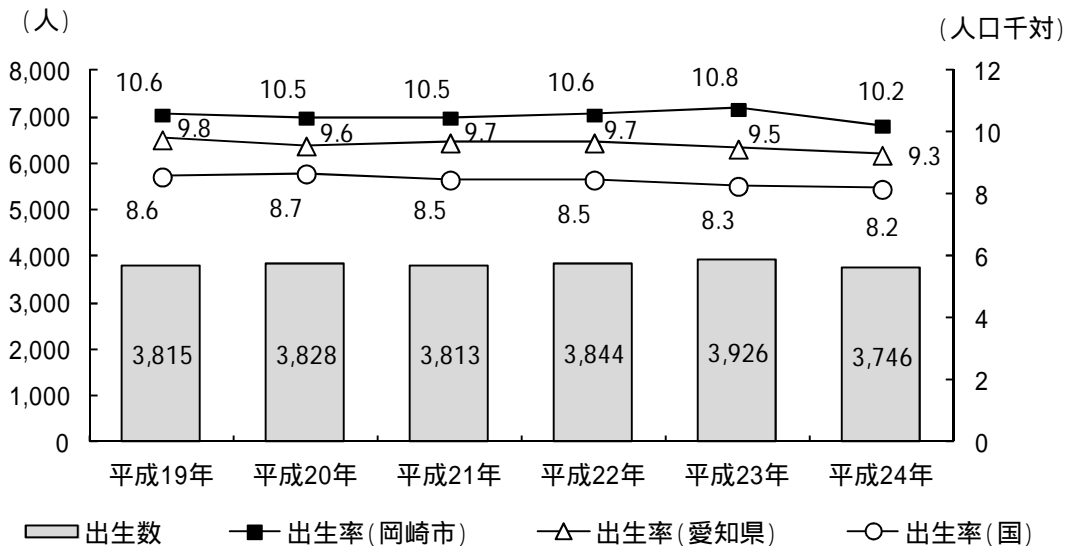
(2) 出生数

岡崎市の出生数は、平成17年の3,638人以降、増加傾向にありましたが、平成24年は3,746人となり、平成23年に対し4.6%減少しました。出生率及び合計特殊出生率は国・県を上回って推移していますが、国、県同様に平成24年は減少しています。

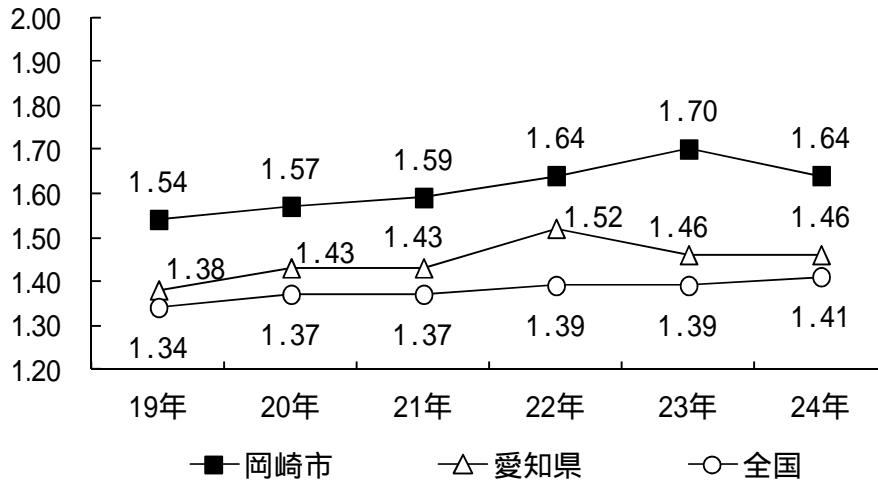
出生率（一定人口に対する、その年の出生数の割合。通常、人口1000人あたりの出生数を示す。）

合計特殊出生率（一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。）

出生数・出生率の推移



合計特殊出生率

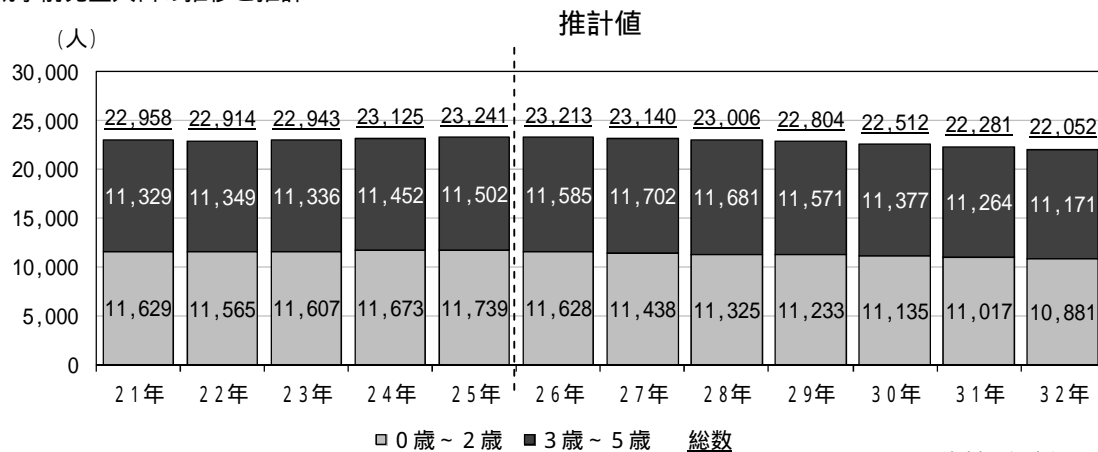


資料：保健総務課

(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向

現在までの5歳以下の児童数は、年度による多少の増減はあるものの微増傾向にあります。本市ではこれまで毎年3,800人以上の出生数がありましたが、人口推計では、今後減少していくことが予想されています。推計値は、平成26年度を境に児童数は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の初年度となる平成27年では23,140人、計画の最終年度である平成32年には22,052人の予想となっています。

就学前児童人口の推移と推計



資料：保育課

推計値は平成21年から平成25年までの4月1日時点の住民基本台帳を基に、コーホート変化率ならびに婦人子ども比、男女性比を踏まえて算出をしています。

全市的に現時点では増加傾向にある未就学児童数ですが、区域によって増加傾向にある区域と、減少傾向にある区域があり、今後は区域による未就学児童数の差が拡大していくことも予想されます。

行政区域別の未就学児童人口 推移（単位：人）

地区	H21	H22	H23	H24	H25	H25 / H21
本庁	6,490	6,496	6,608	6,649	6,737	1.04
岡崎	3,838	3,757	3,746	3,881	3,984	1.04
大平	1,802	1,844	1,858	1,828	1,750	0.97
東部	1,099	1,066	1,023	1,025	1,024	0.93
岩津	2,973	3,074	3,048	3,149	3,167	1.07
矢作	3,730	3,728	3,703	3,681	3,663	0.98
六ツ美	2,673	2,604	2,615	2,596	2,587	0.97
額田	353	345	342	316	329	0.93
合計	22,958	22,914	22,943	23,125	23,241	

行政区域別の未就学児童人口 推計（単位：人）

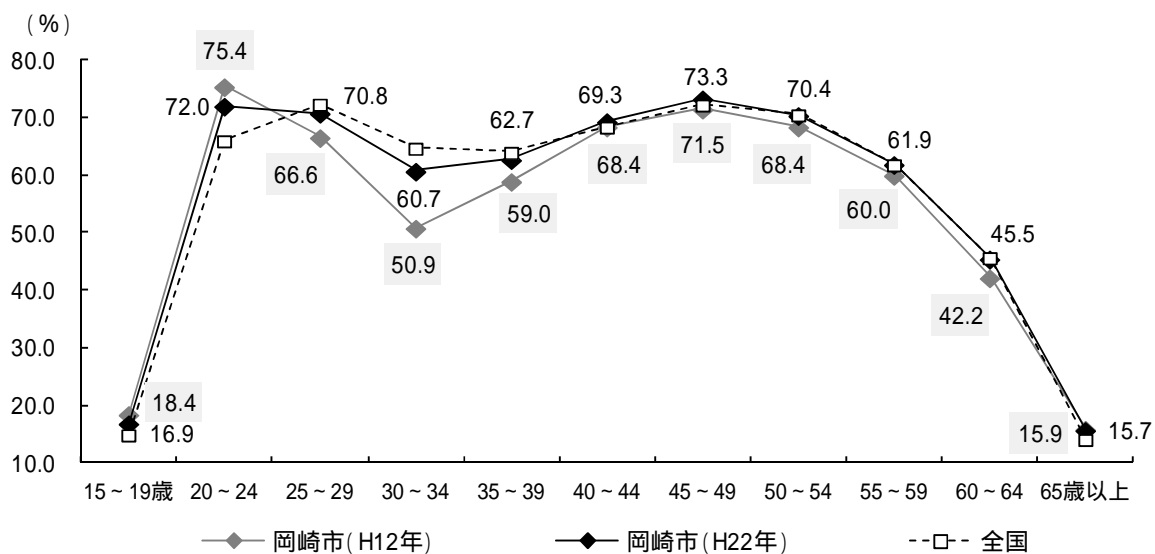
地区	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32 / H25
本庁	6,749	6,758	6,763	6,717	6,633	6,594	6,550	0.97
岡崎	4,010	3,993	3,980	3,920	3,830	3,721	3,661	0.92
大平	1,755	1,730	1,719	1,702	1,695	1,703	1,685	0.96
東部	1,031	1,003	971	958	918	906	884	0.86
岩津	3,171	3,173	3,162	3,167	3,135	3,127	3,112	0.98
矢作	3,617	3,630	3,552	3,503	3,477	3,449	3,407	0.93
六ツ美	2,553	2,526	2,545	2,527	2,514	2,485	2,462	0.95
額田	327	327	314	310	310	296	291	0.88
合計	23,213	23,140	23,006	22,804	22,512	22,281	22,052	

(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の労働力率では、全国と同様に30歳代で低くなるM字型カーブとなっています。なかでも平成12年では30～34歳の労働力率が50.9%と低くなっていますが、平成22年には60.7%まで上昇しており、M字型カーブも緩やかになるなど、女性の社会参加が進んでいます。

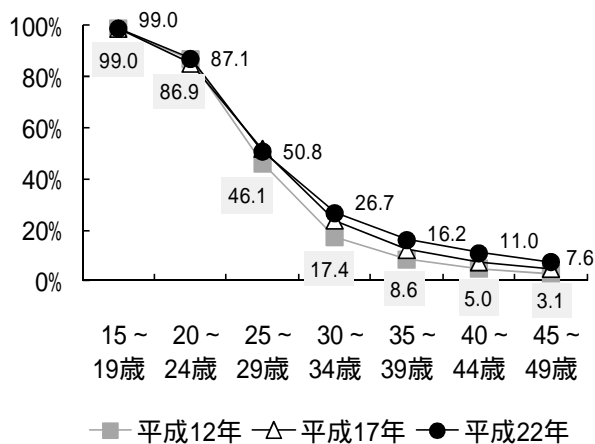
また、未婚率は男性側で平均的に高くなっていますが、男女ともに平成12年と比べて平成22年には未婚率が低くなっています。

女性の労働力率



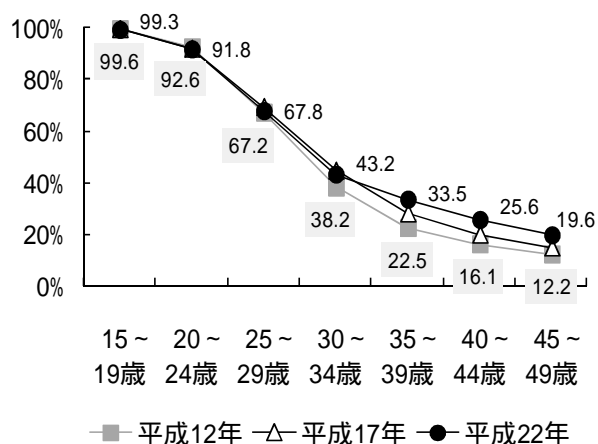
資料：国勢調査

女性の未婚率



資料：国勢調査

男性の未婚率



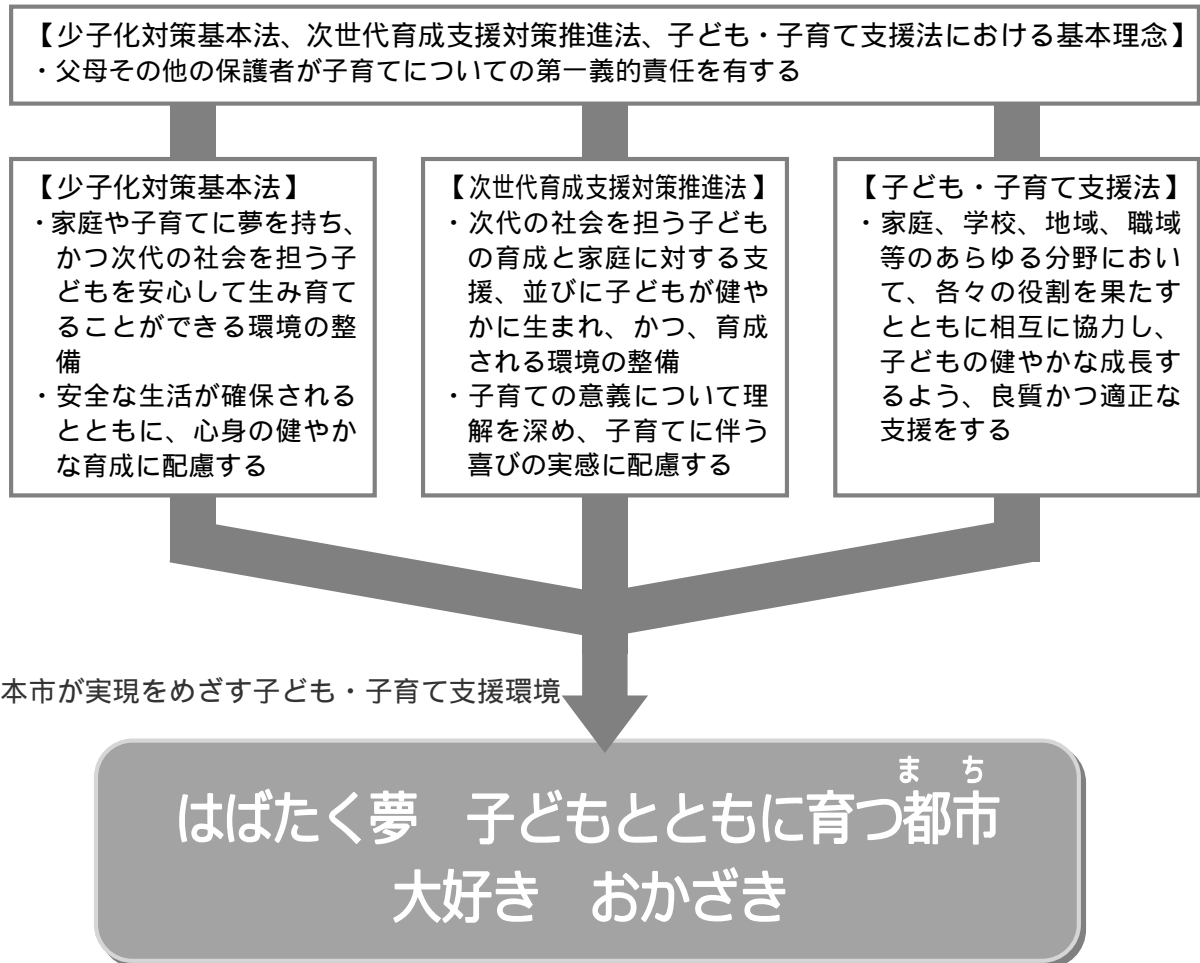
資料：国勢調査

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、これまで「岡崎市児童育成支援行動計画」(計画期間：平成17年4月から平成27年3月)に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。社会状況の変化などはありませんが、子どもの幸せを第一義として引き続き子どもと子育て家庭を支援する環境を整備していくことが重要であることから、岡崎市児童育成支援行動計画の目標、「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政などが一体となり、社会全体で子育て・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取り組みを進めます。」を踏襲し、基本理念を以下のように定めます。

■少子化対策関連法における基本理念



2 基本目標

保護者に子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うために、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすため、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標2 「家族が とともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

この目標では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、全ての子どもや子育て家庭を対象に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに妊娠・出産期からの切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族がともに育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の者が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識の浸透のもと、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域がすすんで支えあうまちを目指した施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援サービスの利用を促進するにあたっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取り組みを進めます。また、子どもの居場所づくりを進めるにあたり、家庭での生活について配慮します。

(2) 質の向上の視点

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士など子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じ多様な子育て支援を進めていきます。

(4) 親づくりの視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支えるとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を進めていきます。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

市民一人ひとりが仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージごとに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、日常の生活を支援します。

また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促し、職業生活と家庭生活の調和に関する意識の普及・啓発を図っていきます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

虐待や父母の精神的疾患、生活困窮等、社会的養護を必要とする子どもの増加や背景は多様化しており、これらに十分な対応が行えるよう、社会的養護体制の整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、特別な支援を必要とする子どもや家庭を含めた支援を進めます。

(7) 社会全体による支援の視点

子育て家庭の孤立など、子育てに関する不安や悩みを抱える家庭や、子育ての支援やサービスを必要としている家庭に対し、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、子育て支援の取り組みを進めます。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う様々な市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

(9) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取り組みを進めます。